

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための 環境整備に関する総合的な方策について」 関係資料

令和5年6月26日
質の高い教師の確保特別部会
(第1回)
資料 3 - 3

【Ⅰ. 学校における働き方改革関係】

- 学校における働き方改革に関するこれまでの経緯……………P3
- 公立学校における働き方改革の推進……………P4
- 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化……………P5
- 令和4年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査について（概要）……………P6
- 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針【概要】……………P7

【Ⅱ. 教師の処遇関係】

- 県費負担教職員制度について……………P11
- 義務教育費国庫負担制度について……………P12
- 公立学校の教師の給与について……………P13
- 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）について……………P14
- 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の概要（令和元年）……………P15
- 教員に支給される手当等について……………P16
- 教員の給与水準の推移について……………P17
- 一般行政職と教員の給与比較（年収ベース）……………P18
- 諸外国の教師の給与について……………P19

【Ⅲ. 学校の指導・運営体制の充実関係】

- 公立小中学校等教職員定数算定の仕組み（イメージ）……………P21
- 学級編制・教職員定数の算定について（公立の小中学校の学級編制）……………P22
- 学級編制・教職員定数の算定について（公立の小中学校の教職員数の算定）……………P23
- 公立義務教育諸学校等の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和3年）の概要……………P24
- 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校等の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年）の概要……………P25
- 小学校高学年における教科担任制の推進……………P26
- 学校を取り巻く支援スタッフ等の全体像……………P27
- 学校に置かれる主な支援スタッフ……………P28
- 新しい時代の学びの環境整備（義務教育費国庫負担金）……………P29
- 補習等のための指導員等派遣事業……………P30
- 少人数学級及び外部人材活用に関する効果検証のための実証研究……………P31

I . 学校における働き方改革関係

学校における働き方改革に関するこれまでの経緯

平成29（2017）年4月 教員勤務実態調査速報値の公表

- 小学校・中学校各400校を対象に調査を実施（平成28年10月、11月）。
- 時間外勤務については、**小学校で月約59時間、中学校で月約81時間程度（勤務実態調査等を踏まえ推計）**であり、教師の厳しい勤務実態が明らかになった。

平成29（2017）年6月 中央教育審議会へ諮問

平成31（2019）年1月 中央教育審議会答申

- 中央教育審議会において「**新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)**」をとりまとめ。
- 文部科学省において、「**公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン**」を策定（平成31年1月）。

令和元（2019）年12月 給特法の改正

【改正内容】（令和元年12月公布、①は令和2年4月1日施行、②は令和3年4月1日施行）

- ①「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」の「**指針**」への格上げ
〈指針における上限時間〉（1）1か月の時間外在校等時間について、**45時間以内**
（2）1年間の時間外在校等時間について、**360時間以内** 等
- ②休日の「まとめ取り」のため、**1年単位の変形労働時間制**を地方公共団体の判断により条例で選択的に活用可能に

【参議院文教科学委員会における附帯決議】（令和元年12月3日）（抜粋）

十二 **三年後を目途に教育職員の勤務実態調査を行った上で、本法その他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること**

学校における働き方改革の推進

- 学校における働き方改革を加速させるため、
 - ①小学校における35人学級の計画的整備や高学年における教科担任制の推進等のための**教職員定数の改善**
 - ②教員業務支援員をはじめとする**支援スタッフの充実**
 - ③部活動の見直し
 - ④教員免許更新制の発展的解消
 - ⑤校務のデジタル化等の**学校DXの推進**
 - ⑥好事例の展開など、様々な取組を総合的に推進。
- 各教育委員会における勤務時間の客観的な把握の徹底や、各学校における業務の見直し・削減など、教育委員会や学校の取組とあいまって、国の取組と一体的に推進。

令和4（2022）年度教員勤務実態調査

- 小学校・中学校各2,400校程度、高等学校300校程度を対象に、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況等について調査を実施（令和4年8月、10月、11月）。
- 令和5年4月28日に速報値を公表**。
- 勤務実態調査結果等を踏まえ、**給特法等の法制的な枠組みを含めた教師の処遇の在り方等を検討**。

令和5（2023）年5月 中央教育審議会へ諮問

令和5（2023）年6月 経済財政運営と改革の基本方針2023に関連記載

学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革は、特効薬のない総力戦であるため、国・教育委員会・学校それぞれの立場において、取組を着実に推進し、教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境整備が必要

● 勤務に係る制度（給特法）改正（令和元年12月公布、①はR2.4.1施行、②はR.3.4.1施行）

- ① 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの「指針」への格上げ
- ② 休日の「まとめ取り」のため、1年単位の変形労働時間制を地方公共団体の判断により条例で選択的に活用可能に

● 学校や教育委員会からの国への要望を踏まえた各取組の推進

（文部科学大臣ヘッドの「学校における働き方改革推進本部」において進捗管理）

上限「指針」の策定（施行日：令和2年4月1日）

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」と定義

- < 上限時間 >
- ① 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
 - ② 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内 等

少人数学級の推進

- 40年ぶりに小学校の学級編制の標準を40人から35人へ引き下げ、令和3年度から5年間で計画的に整備

小学校高学年における教科担任制の推進

- 令和3年7月に外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科指導を進めることなどを示した報告書を取りまとめ
- 報告書に示された定数確保の方向性を踏まえ、令和4年度から4年程度かけて推進

支援スタッフの配置支援

- 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、部活動指導員等の予算規模を拡充するとともに学習指導員等の配置を支援
- 情報通信技術支援員（ICT支援員）の活用促進（地方財政措置）
- 教育行政に係る法務相談体制の整備（地方財政措置）

部活動の見直し

- 休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行に向けて、令和3年度から実践研究を実施し、事例集等を通じてその成果を全国展開
- ガイドラインに基づき、令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す

教員免許更新制の発展的解消等

- 法改正による現職研修の充実や教員免許更新制の発展的解消
- 新任校長が働き方改革推進のためのマネジメント能力等を身につけられる研修の実施

ICT環境の整備支援

- GIGAスクール構想による1人1台端末や校内ネットワーク環境整備
- ICTを活用した校務効率化のための取組事例を事例集や動画により横展開
- 校務の情報化に関する専門家会議での議論を取りまとめ、R5.3に同会議の提言を公表
- 次世代の校務デジタル化に係る実証事業を推進

学校向け調査の削減

- スクラップ&ビルドの観点から学校向け調査等の実施について随時精査を実施。
※国の定期的な調査件数（H19：34件→R4：26件）
- 統計に必要なデータの電子化・標準化を実施予定

全国学力・学習状況調査のCBT化

- CBT化検討WG「最終まとめ」を踏まえ、令和3年度以降、試行・検証により課題の抽出とその解決を繰り返し、着実なCBT化の実現に向けて取り組む

● 自治体や学校における改革サイクルの確立

- 「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を実施し、全国の各教育委員会の取組状況を可視化、市町村別結果公表
- 好事例の全国展開（働き方改革フォーラム開催（R2.1、R3.3、R4.2、R5.3）、事例集作成・改訂（R2.3、R3.3、R4.2、R5.3）等）

● 勤務時間の客観的な把握の徹底

労安衛法により義務付けられているICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法での勤務実態の把握を徹底するための環境整備の推進

実施割合（R4.9.1時点）

都道府県	100%
政令市	100%
市区町村	93.3%

● 各取組の推進

（例） 上限指針を踏まえた条例・規則制定、働き方改革の方針策定、学校閉庁日、留守番電話設定、支援スタッフの配置、校務支援システムの導入、調査・統計業務の削減等

● スクラップ&ビルドを原則とした施策推進

● 学校運営協議会制度の導入や地域学校協働本部の整備を推進

● 業務の見直し・削減

学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務を削減

● 地域・保護者等との連携

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を活用し、保護者や地域住民等と教育目標を共有しながら、適切な役割分担を進める

令和4年度の時間外在校等時間の状況【教諭】

（令和4年度勤務実態調査を踏まえた年間を通じた推計）

小学校：月約41時間、中学校：月約58時間



令和4年度教員勤務実態調査の速報値を踏まえ、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況等に関し、学識経験者からなる研究会において報告とりまとめに向けた分析を進めるとともに、中央教育審議会に諮問し（令和5年5月）、働き方改革、処遇の改善、学校の指導・運営体制の充実を一体的に検討

学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(平成31年1月中教審答申)

- これまで学校が担ってきた業務について、**仕分けを実施**。(下表の通り)
- 業務の明確化・適正化は、学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務削減することではなく、**学校として子供たちの成長のために何を重視し、重要なリソースである「時間」をどのように配分するか**の決断。
- 答申において、文部科学省が取り組むべき方策として示された、メッセージの発出や市区町村別の業務改善状況の公表、事例の収集・横展開、学校における働き方改革の実現に向けた環境整備(様々な支援スタッフの配置等)等に積極的に取り組むとともに、通知や説明会等の機会を通じて、教育委員会等に対して取組を促している。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑧部活動(部活動指導員等)</p> <p>※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。</p>	<p>⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)</p> <p>⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)</p> <p>⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)</p>

※関連通知

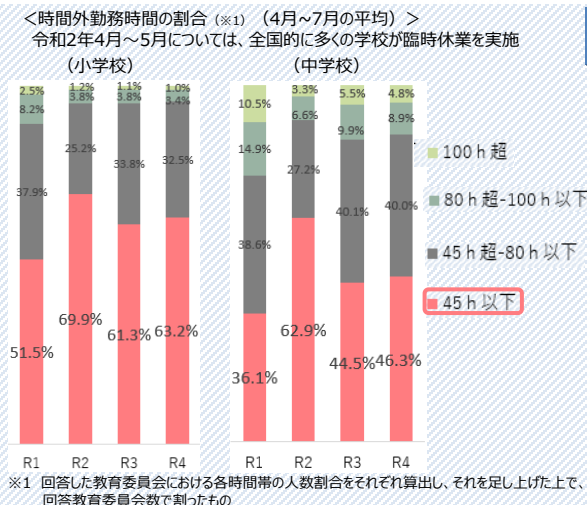
- 「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」(平成31年3月18日 文部科学事務次官通知)
- 「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について(通知)」(令和2年7月17日 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長・財務課長通知)
- 「事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について(通知)」(令和2年7月17日 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長・財務課長通知)

令和4年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査について（概要）

目的：教育委員会に対して学校の働き方改革のための取組状況を調査し、市区町村別の公表等や取組事例の展開を通じて、働き方改革の取組を一層促進する
 対象：全国の都道府県・市区町村教育委員会等

教職員の勤務実態

- 4月～7月の在校等時間等の状況
 - 「時間外勤務月45時間以下の割合」は、**令和元年度と比較して改善**。
 (小学校：11.7%増加、中学校：10.2%増加)
 - 一方、**依然として長時間勤務の教職員も多い状況**。
- ICカードやタイムカード等による客観的な勤務実態の把握状況
 - 都道府県100%、政令市100%、市区町村93%**において客観的な方法で勤務実態を把握。
 - 未実施の市区町村においても、令和5年度以降に実施予定。



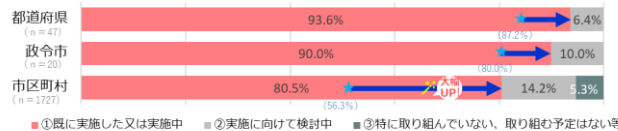
改正給特法を踏まえた対応

- 上限指針（※2）に係る条例・規則等の整備状況及び1年単位の變形労働時間制導入に係る条例等の整備状況
 - 上限指針にかかる条例・規則等の整備は多くの自治体で整備済**。
 - 選択的に活用できる**1年単位の變形労働時間制導入に関する条例等の整備は都道府県の約1/4で整備済**。

※2 所管する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する指針
 ① 1カ月の時間外在校等時間について、45時間以内
 ② 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内 等

具体的な取組の実施状況

- 役割分担・適正化のための「3分類」（※3）に即した取組や関連する取組の**全ての項目で実施状況が改善**。
- 特に、学校と保護者等間における**連絡手段のデジタル化**については、**都道府県・政令市において90%以上、市区町村は、昨年度から大きく伸び、80%以上で実施**。（R3：56.3% → R4：80.5%）
- 地域住民や保護者等、**学校以外の主体の協力を得る必要のある取組等の実施率は依然として課題があり、一層実施を促進することが必要**。



基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)	⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応 (給食、地域ボランティア等)	⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃 (給食、地域ボランティア等)	⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動(部活動指導員等)	⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)

※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。
 ※ 部活動の設置・運営は法上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担うを得ない実態。
 ※ 進路指導
 (事務職員や外部人材との連携・協力等)
 ※ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 (専門スタッフとの連携・協力等)

※3 学校・教師が担う業務に係る役割分担・適正化のための「3分類」

今後の取組

- ✓ **教職員定数の改善、支援スタッフの充実、学校DXの推進**等、学校における働き方改革に係る取組を**総合的かつ着実に実施**。
- ✓ 学校・教師が担ってきた業務に係る役割分担・適正化の取組が一層積極的に進むよう、**教員業務支援員の補助金交付の際に取組状況を勘案**すること等を通じ、**各教育委員会における更なる取組を促進**。
- ✓ 令和5年度より、学校を指定し、**民間事業者等の専門的な知見を活用した伴走型の支援**を実施予定。
 これにより、組織運営や意識改革等に係る年間を通じた改善を図る取組を創出し、成果を客観的に評価した上で、具体的な改善方策等について全国展開。
- ✓ **本年度実施の勤務実態調査**において、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況をきめ細かく把握し、その結果等を踏まえ、**教師の処遇を定めた給特法等の法制的な枠組みを含め検討**。

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針【概要】

第1章 総則

○趣旨

- ・教師の長時間勤務の実態は深刻であり、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務。
- ・公立学校の教師については、時間外勤務命令は「超勤4項目」に限定されるものの、校務として行われている業務については、時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることに変わりはなく、こうした業務を行う時間も含めて時間を管理することが学校における働き方改革を進める上で必要不可欠。
- ・このような状況を踏まえ、給特法第7条に基づき、教師の業務量の適切な管理その他教師のサービスを監督する教育委員会が教師の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めるもの。

○対象の範囲

給特法第2条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会、及び同条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員全て

※義務教育諸学校等：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園

教育職員：校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員

※事務職員等については、「36協定」における時間外労働の規制が適用される。

第2章 服務監督教育委員会が講ずべき措置等

○業務を行う時間の上限

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。

具体的には、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下①、②を加え、③、④を除いた時間を在校等時間とする。

<基本とする時間>

- 在校している時間

<加える時間>

- ①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
- ②各地方公共団体で定めるテレワークの時間

<除く時間>

- ③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（※自己申告による）
- ④休憩時間

○上限時間

① **1か月の時間外在校等時間について、45時間以内**

② **1年間の時間外在校等時間について、360時間以内**

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内（連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6カ月まで）

○教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置

- (1) 本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針(「上限方針」)を教育委員会規則等において定める。
- (2) 教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測。校外で職務に従事している時間も、できる限り客観的に計測。計測した時間は公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- (3) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。
- (4) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意する。
 - －在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。
 - －終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 等
- (5) 上限方針を踏まえた所管に属する各学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施。上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、所管内の各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。
- (6) 上限方針を定めるに当たっては人事委員会(置かない場合は地方公共団体の長)と認識を共有し、専門的な助言を求めるなど連携を図る。講ずべき措置に関し、人事委員会の求めに応じて実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めるなど連携を図る。

○留意事項

(1) 上限時間について

- ・本指針は上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではない。
- ・本指針は、学校における働き方改革の総合的な方策の一環であり、在校等時間の長時間化を防ぐ他の取組と併せて取り組まれるべきもの。決して、これらの取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみではない。

(2) 虚偽の記録等について

在校等時間を上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させることがあってはならない。

(3) 持ち帰り業務について

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避ける。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。

(4) 都道府県等が講ずべき措置について

都道府県及び指定都市においては、サービス監督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第3章 長期休業期間における集中した休日の確保のための一年単位の變形労働時間制

○目的

本制度により長期休業期間において休日を集中して確保することで、教育職員の休息の時間等を確保し、ひいては児童生徒等に対して効果的な教育活動を行うことに資するとともに、教育職員の職としての魅力の向上に資することにより意欲と能力のある人材が教育職員として任用され、学校教育の水準の維持向上を図るもの。

このため、本制度は、長期休業期間において休日を集中して確保することを目的とする場合に限り適用すべきものである。

○服務監督教育委員会等が講ずべき措置

▶ 本制度を適用する場合は、上限時間について、「45時間」を「42時間」と、「360時間」を「320時間」とする。

▶ 本制度を適用するに当たっては、上限時間の範囲内であることが前提。

服務監督教育委員会及び校長は、こうした本制度の趣旨を十分に留意した上で、適用しようとする期間の前年度において上限時間の範囲内であることなどの在校等時間の状況や、在校等時間の長時間化を防ぐための取組の実施状況等を確認し、適用しようとする期間で上限時間の範囲内となることが見込まれる場合に限り、本制度の適用を行うこと。

本制度の適用後も、対象期間において、上限時間の範囲内とすること。

▶ 本制度を適用するに当たっては、服務監督教育委員会及び校長は、教育職員について、対象期間において、以下の全ての措置を講じる。

イ タイムカードによる記録等の客観的な方法等による在校等時間の把握を行う

ロ 部活動の休養日及び活動時間を部活動ガイドラインの範囲内とする

ハ 通常の正規の勤務時間を超える割振りについては、長期休業期間で確保できる勤務時間を割り振らない日の日数を考慮した上で、年度初め、学校行事が行われる時期等、対象期間のうち業務量が多い一部の時期に限り行う

ニ 通常の正規の勤務時間を超えて割り振る日において、これを理由として、担当授業数や部活動等の児童生徒等の活動の延長・追加や、教育職員の業務を新たに付加することにより、在校等時間を増加させないようにする

ホ 通常の正規の勤務時間より短く割り振る日については、勤務時間の短縮ではなく勤務時間を割り振らないこととし、当該日を長期休業期間に集中して設定する

ヘ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保する

▶ 本制度を適用するに当たっては、服務監督教育委員会及び校長は、対象期間において、学校について以下の全ての措置を講じる。

イ 部活動、研修その他の長期休業期間における業務量の縮減を図る

ロ 超勤4項目の臨時又は緊急のやむを得ない業務を除き、職員会議、研修等の業務については、通常の正規の勤務時間内において行う

ハ 全ての教育職員に画一的に適用するのではなく、育児や介護を行う者等については配慮する

▶ 本制度に関して指針に定める事項を踏まえ講ずる措置等に関し、人事委員会と認識を共有するとともに、人事委員会の求めに応じてその実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めるなど連携を図る。 等

第4章 文部科学省の取組について

文部科学省は、学校における働き方改革を進める上で前提となる学校の指導及び事務の体制の効果的な強化及び充実を図るための教育条件の整備を進める。また、各都道府県及び指定都市における条例等の制定状況や、各服務監督教育委員会の取組の状況を把握し、公表する。 等

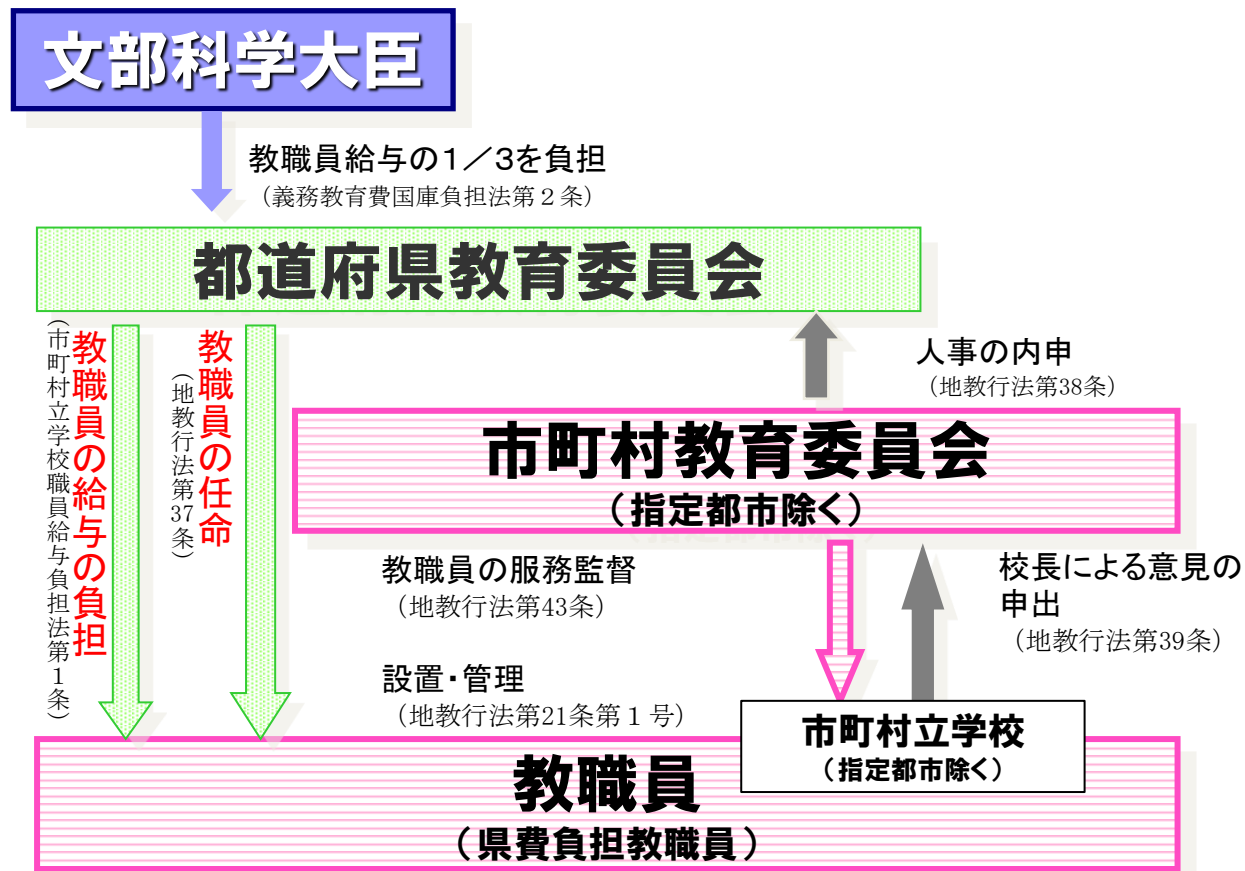
附則

この指針は令和2年4月1日から適用する。ただし、休日の「まとめ取り」のための一年単位の變形労働時間制については令和3年4月1日から適用する。

Ⅱ . 教師の処遇関係

県費負担教職員制度について

- ① 市(指定都市除く)町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるが、設置者負担の原則の例外として、その給与については都道府県の負担とされている。これにより、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上が図られている。
- ② 身分は市町村の職員としつつ、都道府県が人事を行うこととし、広く市町村をこえて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流が図られている。



(注)地教行法...地方教育行政の組織及び運営に関する法律

※指定都市は、教職員の任命、給与負担、サービス監督及び学校の設置・管理を一元的に行い、教職員給与費の1/3を国が負担。

義務教育費国庫負担制度について

制度の基本的役割

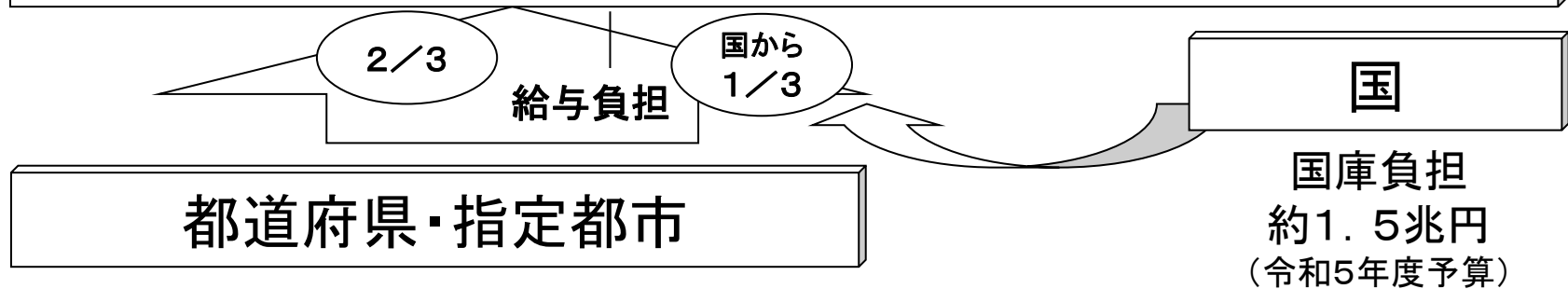
○憲法の要請に基づき、義務教育の根幹(機会均等、水準確保、無償制)を国が責任をもって支える制度。

制度の概要

- 市町村が小中学校を設置・運営。
- 都道府県が市(指定都市除く)町村立学校の教職員を任命し、給与を負担。【県費負担教職員制度】
- 指定都市は設置する学校の教職員の任命、給与負担を一元的に行う。
- 国は都道府県・指定都市に係る教職員給与費の1/3を負担。(平成18年度1/2→1/3)

公立義務教育諸学校の教職員の給与費(総額約4.5兆円)

(約69.1万人:小学校40.9万人、中学校23.2万人、特別支援学校5.0万人)



国庫負担金の算定方法

給与単価 × 国庫負担定数※ × 1/3 (※標準法定数(基礎定数+加配定数))

教員給与の主な仕組み

- **公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（S46～）**
給特法は、教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、給与や勤務条件について特例を制定。時間外勤務手当は支給しない代わりに、**教職調整額を支給**（給料月額^①の4%）。
（教員には、原則時間外勤務を命じないこととし、命ずる場合は超勤4項目に従事する場合で臨時又は緊急の場合に限る）
- **学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（S49～）**
人材確保法は、**教員の給与を一般の公務員より優遇**することを定め、教員に優れた人材を確保し、もって義務教育水準の維持向上を図ることを目的とする。
- **給与条例主義**
地方公務員（教員含む）の給与は、**条例で定める**（地公法）。国の人事院勧告や各自治体の人事委員会勧告を踏まえ、給与を決定。
- **国立学校準拠制の廃止（H16～）**
国立大学の法人化以前（～H15年度）は、国が附属学校教員の給料月額や手当額を定め、公立学校の教員の給与も国に準じることとされていたが、国立大学の法人化に伴い関係規定が削除されて以降は、各自治体が地域ごとの実態等を踏まえ独自に給料や諸手当を決定。

給与水準

● 初任給（令和3年度） 大学卒

	給料月額
小中学校教諭	204,000円
一般行政職（国家公務員一般職）	182,200円
民間企業（大卒の新卒事務員）	205,990円

※小中学校教諭・一般行政職の額は、給料月額のみで、諸手当は含まない
 ※小中学校教諭の額は、各地方公共団体において、一般的に用いられている給料表に基づく
 ※民間企業は人事院の職種別民間給与実態調査結果により、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額

● 一般行政職と教員の給与比較（令和3年度）

	年収ベース
①一般行政職	596.0万円
②小中学校教育職	606.6万円
②－①	10.6万円(+1.8%)

※大卒平均経験年数18年とした場合の平均支給額
 ※令和3年地方公務員給与実態調査（総務省）を基に試算
 ※上記の金額は、生活補助給の手当（扶養手当等）、地域給の手当（地域手当等）を含んでいない。また、一般行政職の時間外勤務手当、教育職の教職調整額を含んでいる。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）について

〈背景〉

- 戦後の公務員の給与制度改革により、教員の給与については、勤務の実態等を踏まえ、一般公務員より一割程度増額されたことに伴い、教員に対しては超過勤務手当は支給されないこととされた。
- しかしながら、毎年給与改定の結果、教員給与の優位性が失われた。また、当時の文部省が超過勤務を命じないようにと指導したにもかかわらず、超過勤務が行われている実態が多くなり、全国的な社会問題となった。
(後に多くの都道府県で時間外勤務手当の支給を求める訴訟が提起された。)
- 文部省は、人事院と教員の勤務の実態を把握する必要性を確認し、昭和41年度に全国的な勤務状況調査を実施。
- 人事院は、昭和46年2月に教職調整額の支給等に関する法律の制定について意見の申出を行った。

昭和46年5月（国立及び）公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）制定

〈法律の趣旨〉

公立の教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、給与その他の勤務条件について特例を制定。

- ・教育が特に教員の自発性、創造性に基づく勤務に期待する面が大きいこと
 - ・夏休みのように長期の学校休業期間があること
- 等を考慮すると、その勤務のすべてにわたって一般行政職と同様な時間管理を行うことは必ずしも適当でなく、とりわけ超過勤務手当制度は教員にはなじまない。

〈職務と勤務態様の特殊性を踏まえた処遇〉

本給とは正規の勤務時間の勤務に対する報酬であるが、教員の職務はその勤務の特殊性から、勤務時間の内外を切り分けることが適当ではない。

そのため、勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として、

- ① 時間外勤務手当は支給しない代わりに
- ② 教職調整額を本給として支給。 $\text{給料月額} \times 4\% = \text{教職調整額}$

※ 4% = 昭和41年の勤務実態調査による超過勤務時間相当の割合

※本給とみなすため、本給を基礎として一定割合を乗じて算出する手当等については、その算定の基礎となる。(期末・勤勉手当、退職手当、地域手当、へき地手当、年金等)

〈正規の勤務時間を超える勤務〉

- 教員については、原則時間外勤務を命じないこととする。時間外勤務を命ずる場合は、政令で定める特定の業務(超勤4項目)に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限る。
 1. 生徒の実習に関する業務
 2. 学校行事に関する業務
 3. 教職員会議に関する業務
 4. 非常災害等のやむを得ない場合の業務
- 労働基準法第33条第3項を適用し、「公務のために臨時に必要な場合」は、上記の勤務を命じることができる。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の概要

趣 旨

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について一年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとする。

概 要

- 我が国の教師の業務は長時間化しており、近年の実態は極めて深刻。
- 持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し、向上させるためには、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが急務。
- このため、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、以下の措置を講ずるよう、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)の一部を改正する。

1. 一年単位の変形労働時間制の適用(休日のまとめ取り等)【第5条関係】

- 夏休み等児童生徒の長期休業期間の教師の業務の時間は、学期中よりも短くなる傾向。
- 学期中の業務の縮減に加え、かつて行われていた夏休み中の休日のまとめ取りのように集中して休日確保すること等が可能となるよう、公立学校の教師については、地方公共団体の判断により、一年単位の変形労働時間制の適用を可能とする(※)。

※改正の内容

- ・ 一年単位の変形労働時間制を規定した労働基準法第32条の4(地方公務員は地方公務員法第58条により適用除外)について、公立学校の教師に対して適用できるよう、地方公務員法第58条の読み替え規定を整備する。
- ・ その際、労働基準法において労使協定により定めることとされている事項(対象となる労働者の範囲、対象期間、労働日ごとの労働時間 等)については、勤務条件条例主義を踏まえ、条例により定めることと読み替える。

2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定【第7条関係】

- 公立学校の教師が所定の勤務時間外に行う業務の多くが、超過勤務命令によらないものであること等を踏まえ、文部科学大臣は、公立学校の教師の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるものとする。

施行 期 日

1. 一年単位の変形労働時間制の適用(第5条関係)については令和3年4月1日
2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定(第7条関係)については令和2年4月1日

教員に支給される手当等について

費目	手当等の内容
教職調整額	校長、副校長及び教頭を除く教員が対象【給料×4%】
給料の調整額	特別支援教育に直接従事する教員が対象 【給料の平均3.0%程度の定額】
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等の教員が対象【給料の平均1.5%程度の定額】
教員特殊業務手当	非常災害時等の緊急業務 【平日の時間外、土日等の8時間程度の業務で日額7,500円から8,000円】 修学旅行等指導業務【8時間程度の業務(泊を要するもの)で日額5,100円】 対外運動競技等引率指導業務【泊を要するもの又は土日等の8時間程度の業務で日額5,100円】 部活動指導業務【土日等の3時間程度の業務で日額2,700円】
多学年学級担当手当	複式学級の担当教員が対象【日額290円又は350円】
教育業務連絡指導手当	学年主任等が対象(いわゆる主任手当)【日額200円】
管理職手当	校長、副校長、教頭、部主事が対象 【定額:給料の校長15~20%、副校長15%、教頭12.5~15%、部主事8%程度相当額】
管理職員特別勤務手当	休日等に勤務した校長・副校長・教頭・部主事が対象【勤務1回につき校長7,000円から8,500円】
へき地手当	級地の別に応じて給料等の25%を超えない範囲内

※手当等の内容は、義務教育費国庫負担金算定上の内容であり、実際の支給額等は、各都道府県等の条例等により定められている。

※上記のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、期末・勤勉手当等が支給される。

教員の給与水準の推移について

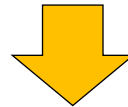
① 給特法の制定(昭和46年5月)

教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、給与その他の勤務条件について特例を制定。**教職調整額(給料月額4%)を支給。**

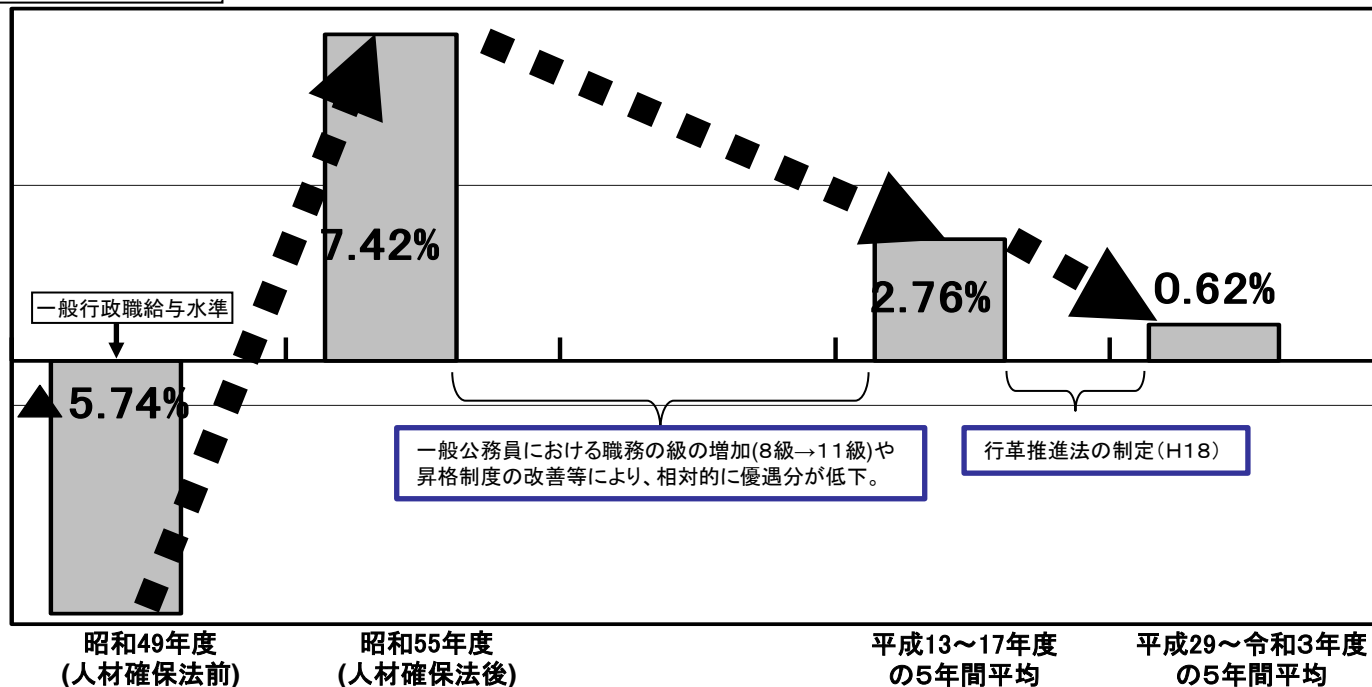
② 人確法の制定(昭和49年2月)

「教員の給与を一般の公務員より優遇する」ことを定めた人確法の趣旨に則り、3次にわたる給与改善により**合計25%引き上げ。**

第1次改善<S49>	第2次改善<S50>	第3次改善<S53, 54>	
<ul style="list-style-type: none"> 本俸(初任給、最高号給)の引上げ 	<ul style="list-style-type: none"> 本俸引上げ 義務教育等教員特別手当(義務特手当)の新設 	【第1回】 <ul style="list-style-type: none"> 義務特手当増額 主任手当、部活動手当の新設 	【第2回】 <ul style="list-style-type: none"> 中堅教員の俸給表改善 義務特手当、管理職手当の改善 主任手当、部活動手当の支給要件拡大(緩和)



給与水準の推移(月収ベース)



一般行政職と教員の給与比較（年収ベース）

（令和3年度）

一般行政職 年収 5,960,000円



106,114円
1.8%

教員 年収 6,066,114円



Callouts for Teachers:

- Management position allowance, Special allowance (Principal allowance, Department activity allowance, etc.)
- Merit-based allowance 144円, On-call allowance

※ 一般行政職、教員ともに大卒平均経験年数18年とした場合の平均年収

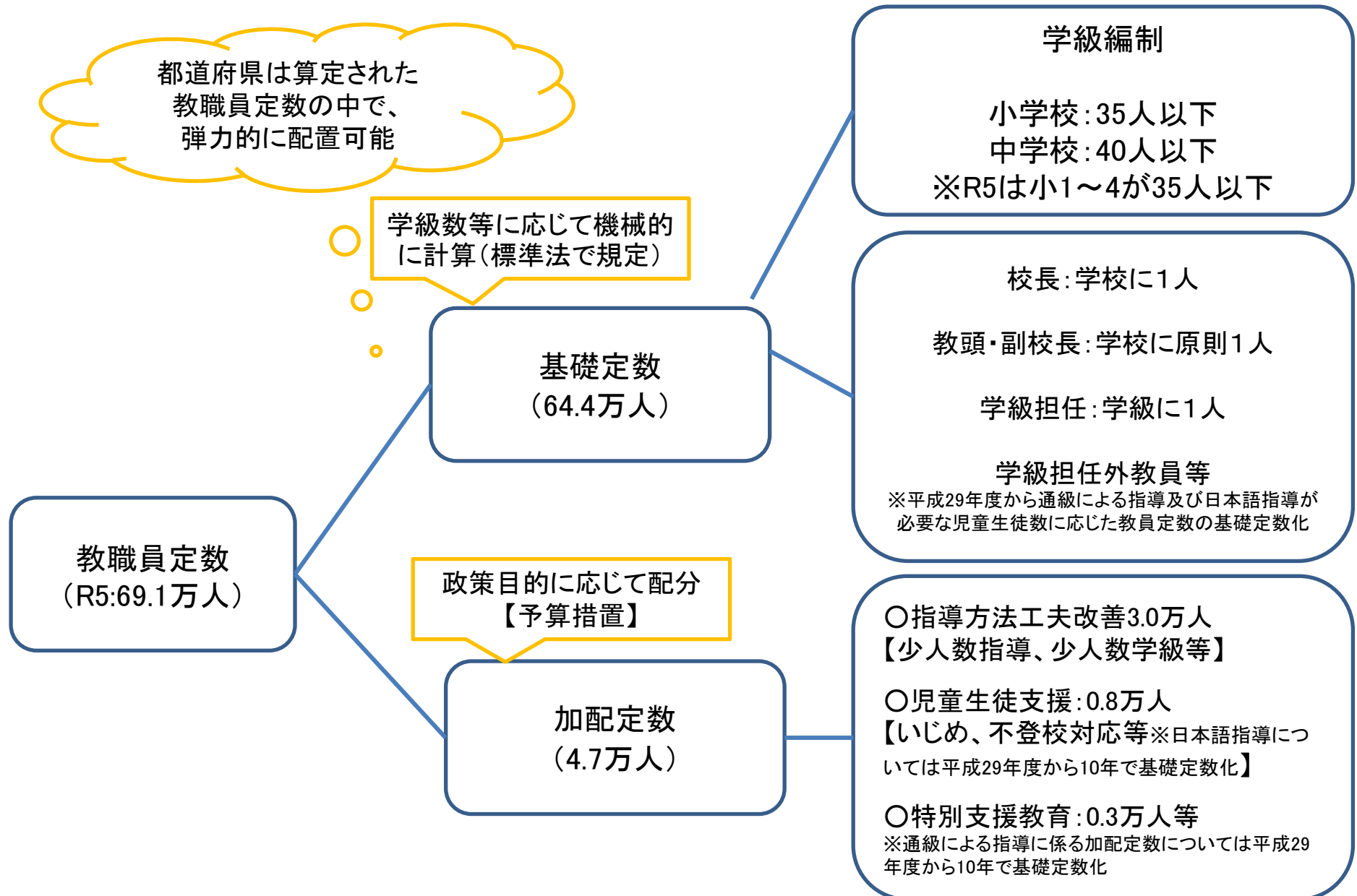
諸外国の教師の給与について

	国名	特記事項
超過勤務時間に対する給与の支払い	韓国	一日の勤務時間の総量（8時間）を確保した上で、教員の出退勤時間を学校ごとに定めることができる弾力的勤務時間制が導入されており、多くの学校が教員の勤務時間を8時30分から16時30分としている。勤務時間を超えて勤務した場合には時間外勤務手当が支給される。時間外勤務手当は1日4時間（1か月で57時間）を上限に、校長の決裁を受け行うことができ、予算の範囲内で手当を支給することとされている。
	ドイツ (ノルトライン・ヴェストファーレン州)	45分単位の授業時間を単位として週当たりの授業時数が決定される。授業担当時間等以外には学校に勤務する義務はなく、当該時間外の授業準備等は給与支払いの対象外である。勤務時間を超えて勤務した場合には時間外勤務手当が支給される規定があるものの、大方の場合は、加重負担となった時期のあとの負担を減らすことにより相殺を図るという制度を運用することで、実際に超過勤務手当を支払うことは少ない。
追加の授業・活動に対する給与の支払い	フランス	法定週間授業担当時間が定められており、教員は、法定週間授業以外には学校に勤務する義務がなく、仮に出勤しても手当等給与支払の対象にはならない。中等学校段階の教員が授業担当時間を超えて授業や補習等を実施する場合には、当該活動に対する手当が支給される。
	フィンランド	地方教育職員労働協約（OVTES）において授業時数が定められ、設定された時間数を超えて授業を担当する場合、手当が支給される。このほか、授業時間以外の職務に対して手当が支給される。
超過勤務に対する追加的な給与はないが、その代替措置として給与水準が高く設定されている ※アメリカについても特定の活動に対する給与あり	アメリカ（ワシントン州シアトル学区）	シアトル学区においては、労働協約によって一日の勤務時間は7.5時間と定められている。教師は専門職として公正労働基準法の適用外の職種とされ、時間外勤務手当は支給されない代わりに、一般公務員よりも最低賃金が高く設定されている。ただし、会議運営等、労働協約で予め定められた活動を時間外で行った場合、活動ごとに設定された手当が支給される。
	オーストラリア（ニューサウスウェールズ州）	教員を対象とした裁定には時間外勤務に対する手当は確認できていないが、一般公務員全般に対する裁定の規定から、教員への時間外勤務に対する追加の手当はないものの、その代替措置として一般公務員よりも給与水準が高く設定されているものと理解できる。校長は特定学年の授業を就業時間外に命じることができるが、就業時間外の授業分は同週内で時間調整する必要があると記載されている。
超過勤務時間や特定の活動等、超過勤務に対する処遇なし	イギリス	教員給与及び勤務条件に関する文書において、一般教員の年間勤務日数は195日、校長の具体的な指示を受けて働く時間は年1,265時間とされている。教員には時間外勤務手当は一般に支払われない。
	カナダ（オンタリオ州トロント教育区）	労働協約において業務範囲と時間上限が明記されており、基本的に通常業務の延長として残業が発生することは想定されない。ある労働協約では、1日のフルタイムの労働時間は8時間とみなすと記載されている。教員は、専門職として時間外勤務手当の支給に関する規定の適用外である。
	ニュージーランド	中等教育段階を対象とした労働協約では、教員の労働時間は、教員が受け持つ授業数だけでなく、準備、評価、児童生徒へのカウンセリング等の要因の影響を受けると記載されており、明確な労働時間は記載されていない。学校職員に関する法規の中では時間外勤務手当に関する規定はない。ただし、労働協約によって時間外勤務に関する処遇は異なる可能性がある。

(出典) 「質の高い教師の確保のための教職の魅力向上に向けた環境の在り方等に関する調査研究会」(第1回)の資料6(藤原文雄委員提出資料)5ページより抜粋(当該ページは、PwCコンサルティング合同会社「令和3年度諸外国の教員給与及び学校における外部人材の活用等に関する調査報告書」2022年、117ページを基に藤原委員が作成。)

Ⅲ. 学校の指導・運営体制の充実関係

公立小中学校等の教職員定数算定の仕組み（イメージ）



学級編制・教職員定数の算定について（公立の小中学校の学級編制）

○義務標準法に規定する学級編制の標準

＜小・中学校＞	小学校	中学校
同学年で編制する学級	35人	40人
複式学級(2学年)	16人 (1年生を含む場合8人)	8人
特別支援学級	8人	8人
＜特別支援学校(小・中学部)＞	6人（重複障害 3人）	

《参考》

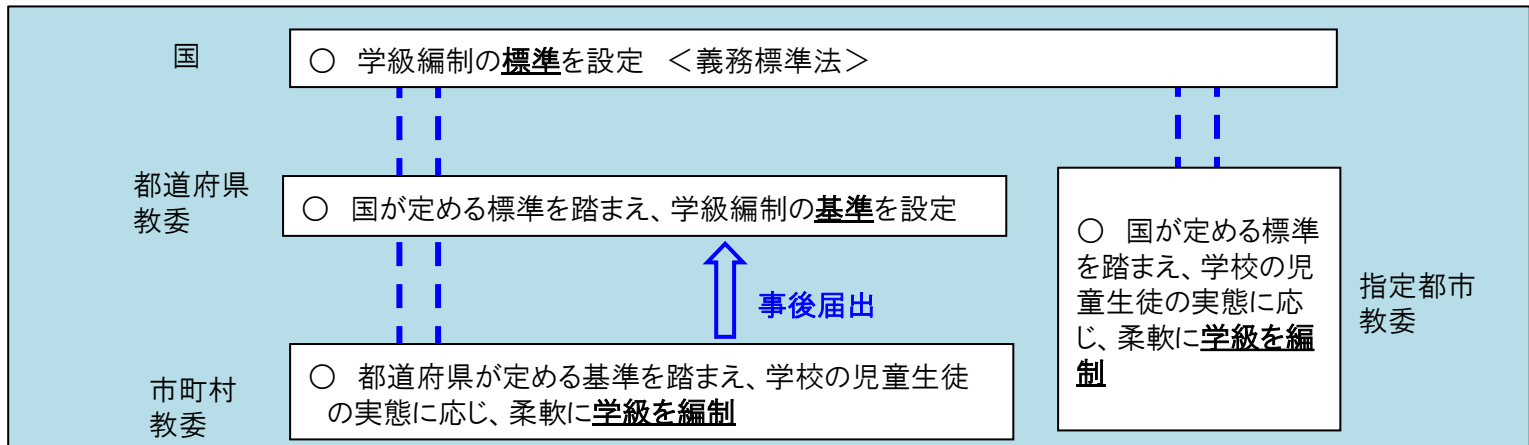
○小学校設置基準(文部科学省令)
(一学級の児童数)

第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(学級の編制)

第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

○学級編制における国、都道府県、指定都市、市町村の関係



学級編制・教職員定数の算定について（公立の小中学校の教職員数の算定）

(1) 基礎定数(義務標準法第6条～第9条)

①校長(第6条の2) 学校に1人

②教諭等(第7条1項(学級数に応じて算定))

③教諭等(第7条2～7号(②に加え、学校規模等に応じて算定))

■教頭(副校長)の複数配置

小学校 27学級以上の学校に+1人

中学校 24学級以上の学校に+1人

■生徒指導担当

小学校 30学級以上の学校数に1/2人

中学校 18～29学級の学校数に1人、30学級以上の学校数に3/2人

■少人数指導等の担当教員

児童生徒数

200人から 299人までの学校数×0.25

300人から 599人までの学校数×0.5

600人から 799人までの学校数×0.75

800人から1,199人までの学校数×1.00

1,200人以上の学校数 ×1.25

■障害に応じた特別の指導(通級による指導)担当教員 13人に1人 ※

■日本語指導担当教員 18人に1人 ※

■初任者研修担当教員 6人に1人 ※

※平成29年度～令和8年度の10年間で段階的に実施

(2) 加配定数(義務標準法第7条2項、15条)

①教諭等

■指導方法工夫改善(第7条2項)

少人数指導、習熟度別指導、ティーム・ティーチングなどのきめ細かな指導や小学校における教科専門的な指導を行う場合に加配措置。

■児童生徒支援(第15条2号)

いじめ、不登校や問題行動への対応のほか、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な場合に加配措置。

■特別支援教育(第15条3号)

通級による指導への対応等のための加配措置。

■主幹教諭(第15条4号)

主幹教諭の配置に伴うマネジメント機能強化のための加配措置。

■研修等定数(第15条6号)

資質向上のための教員研修、初任者研修等のための加配措置。

④養護教諭(第8条)

■3学級以上の学校に1人

■複数配置

小学校 児童数851人以上の学校に+1人

中学校 生徒数801人以上の学校に+1人

⑤栄養教諭・学校栄養職員(第8条の2)

■給食単独実施校 児童生徒数 549人以下の学校に 1/4人

550人以上の学校に 1人

■共同調理場 児童生徒数 1500人以下の場合 1人

1501～6000人の場合 2人

6001人以上の場合 3人

⑥事務職員(第9条)

■3学級の学校に3/4人、4学級以上の学校に1人

■複数配置

小学校 27学級以上の学校に+1人

中学校 21学級以上の学校に+1人

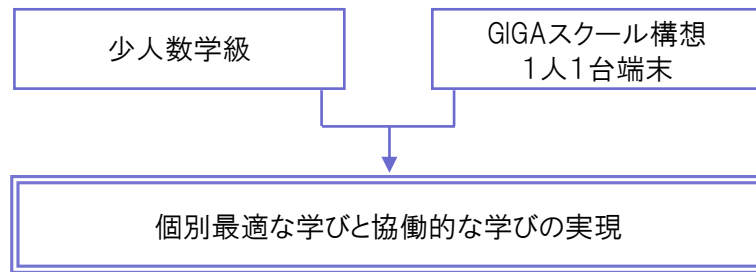
■就学援助を受ける児童生徒が100人以上で、かつ当該学校の全校

児童生徒数の25%以上を占める場合+1人

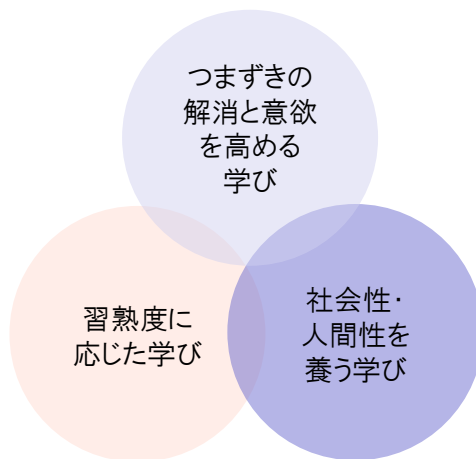
1. 趣旨

Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校※の学級編制の標準を段階的に引き下げる。

【少人数学級とICT活用を両輪とした新時代の学び】



【個別最適な学びと協働的な学び】



※義務教育学校の前期課程を含む。

2. 概要

(1) 学級編制の標準の引下げ

小学校の学級編制の標準を40人(第1学年は35人)から35人に引き下げる。

(2) 少人数学級の計画的な整備(経過措置規定)

令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とすることを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあつては、40人とする。

【学級編制の標準の引下げに係る計画】

- i. 上記(2)について、下表のとおり、小学校第2学年から学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げる。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

- ii. 計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置する。

(3) その他(検討規定)

この法律の施行後速やかに、学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響及び外部人材の活用に関する実証的な研究や、教員免許制度等の在り方に関する検討を行い、それらの結果に基づいて必要な法制上の措置等を講ずるものとする。

3. 施行期日

令和3年4月1日

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律の概要

趣 旨

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、次の措置を講ずる。

- ・ 基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正
- ・ 事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備
- ・ 学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備 等

この改正により、学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた 学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

概 要

学校の指導・運営体制の充実

学校の運営の改善

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

- ・ 障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための基礎定数の新設（児童生徒13人に1人）
- ・ 日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設（児童生徒18人に1人）
- ・ 初任者研修のための基礎定数の新設（初任者6人に1人）
- ・ 少人数指導等の推進のための基礎定数の新設（学校の児童生徒数に応じて算定）
- ・ 教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示

義務教育費国庫負担法の一部改正

都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの、②夜間その他特別な時間に授業を行うものの教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等の一部改正

- ・ 学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直し等（学校教育法等の一部改正）
- ・ 学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の設置について制度化（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- ・ 教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置付け、委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定の見直し（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- ・ 「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備（社会教育法の一部改正）

施 行 期 日

平成29年4月1日

小学校高学年における教科担任制の推進 ～義務教育9年間を見通した指導体制の構築～

中央教育審議会答申における考え方（※1）

※1 令和3年1月26日 中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現（答申）～

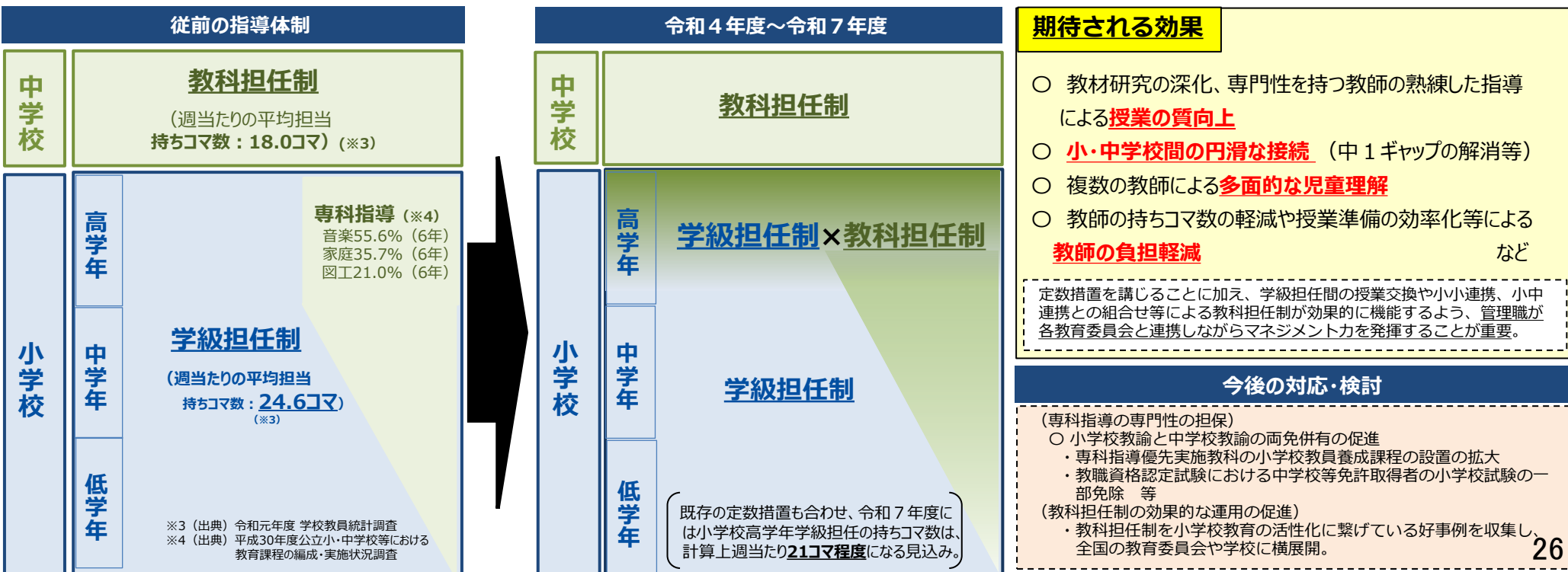
- 義務教育9年間を見通した教育課程、指導体制、教師の養成等の在り方について一体的な検討が求められる中、学習が高度化する小学校高学年では、**系統的な指導による中学校への円滑な接続を図る**ことが求められる。
 - また、GIGAスクール構想などICTの効果的な活用とあいまって、教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導を可能とする教科担任制の導入により、**授業の質の向上を図り、児童一人一人の学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化を図る**ことが重要。
 - さらに、教科担任制の導入は、教師の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化により、学校教育活動の充実や教師の負担軽減に資する。
- ➡ これらを踏まえ、**小学校高学年からの教科担任制を令和4年度を目途に本格的に導入**する必要。

有識者会議報告の概要（※2）

※2 令和3年7月 義務教育9年間を見通した指導体制の在り方等に関する検討会議 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について（報告）

- 中教審での審議を踏まえ、国として小学校高学年における教科担任制の推進を図るため、各地域・学校の実情に応じた取組が可能となるような**定数措置により、特定教科における教科担任制の推進（専科指導の充実）を図る**ことを中心に考えるべき。
- 教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導と中学校の学びに繋がる系統的な指導の充実を図る観点から、**外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科指導の対象とすべき教科とすることが適当**。
- 学校規模（学級数）や地理的条件に応じ、**学級担任間の授業交換や小規模校間における小小・小中連携、義務教育学校化を促すことなどにより対応**することも考えられる。

令和5年度予算において、小学校高学年教科担任制の推進に必要な**950人の加配定数の改善**を計上。令和4年度から**4年程度をかけて段階的に取組を推進し、定数改善の総数は3,800人程度**を見込む。



※3 (出典) 令和元年度 学校教員統計調査
 ※4 (出典) 平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査

学校を取り巻く支援スタッフ等の全体像 (全ての人材を置いた場合のイメージ：小中学校)

学校を取り巻く人材等の配置にあたっては、国の予算補助、地方財政措置、地方単独事業等、様々な形で措置されているが、小中学校に配置可能な人材の全体像は以下のとおり。

※これらすべてが各学校に配置されているわけではなく、学校や地域の実情に応じて、部分的にそれぞれの職が必要に応じて配置されている状況。

★法令上必置の職



学校

学校業務を支援する
支援スタッフ

教員の負担軽減



部活動指導員・外部指導者



教員業務支援員
(スクール・サポート
・スタッフ)

ICT活用支援



GIGAスクール サポーター 情報通信技術支援員
(ICT支援員)

PTA会員



指導教諭



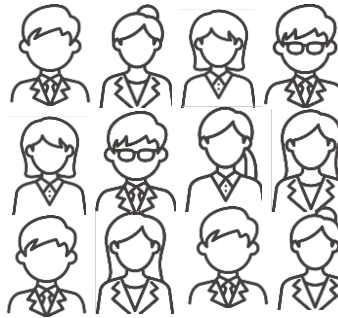
★養護教諭



栄養教諭・
学校栄養職員



副校長・★教頭
主幹教諭



★教諭・講師等

授業等の支援



学習指導員 外国語指導助手 観察実験 アシスタント
(ALT)

学校運営協議会 (コミュニティ・スクール)



学校運営協議会委員 (保護者や地域住民等)

地域学校協働活動推進員
(地域コーディネーター等)

地域学校協働本部



★学校医



★学校歯科医



★学校薬剤師

心理・福祉の専門家



スクール
カウンセラー スクール
ソーシャル
ワーカー

特別な支援を
必要とする
子供への支援



特別支援教育
支援員



医療的ケア
看護職員



特別支援教育の充
実を図るための外
部専門家 (医師等
)



日本語指導補助者
母語支援員

学校評議員



(保護者や地域住民等)

放課後子供教室

地域未来塾

文部科学省



ICT活用教育
アドバイザー

教育委員会



スクールボーイ

地域



スクールガード・リーダー

土曜学習
応援団

学校に置かれる主な支援スタッフ

職名	職務内容等	資格	配置状況	財政措置(国)	法的根拠
スクールカウンセラー	心理に関する専門的知見を有する者として、児童生徒、保護者、教職員に対してカウンセリング、情報収集・見立て、助言・援助等を行う。	公認心理師、臨床心理士等	11,557人(R3)	予算補助(1/3)	学校教育法施行規則第65条の3
スクールソーシャルワーカー	福祉の専門性を有する者として、児童生徒のニーズの把握及び関係機関との連携を通じた支援、保護者への支援、学校への働き掛け、自治体への体制整備への働き掛けを行う。	社会福祉士、精神保健福祉士等	3,852人(R3)	予算補助(1/3)	学校教育法施行規則第65条の4
教員業務支援員 (スクール・サポート・スタッフ)	教員の負担軽減を図るための教員の業務支援を行う。	なし	17,672人(R3) ※補助実績	予算補助(1/3)	学校教育法施行規則第65条の7
学習指導員	補充学習や発展的な学習など、主として学力向上を目的とした学校教育活動のサポートを行う。	なし	36,528人(R3) ※補助実績	予算補助(1/3)	なし
部活動指導員	部活動の技術的な指導や大会への引率等を行う。	なし	運動部5,941人 文化部1,212人 (R5.2時点)	予算補助(1/3)	学校教育法施行規則第78条の2
医療的ケア看護職員	学校における日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童の療養上の世話又は診療の補助に従事する。	看護師、准看護師、保健師、助産師	4,632人 (R3.5時点)	予算補助(1/3)	学校教育法施行規則第65条の2
特別支援教育の充実を図るための外部専門家(専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など)	特別支援学校等において、自立活動の個別指導計画の作成や実際の指導に当たっての指導・助言を行う。	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等	775人(R3) ※補助実績	予算補助(1/3)	なし
日本語指導補助者・ 母語支援員	外国人児童生徒等に対し、日本語指導や教科指導における補助、外国人児童生徒等や保護者からの教育相談への対応、また、教材や学校便り等の翻訳作業等を行う。	なし	11,386人(R3)	予算補助(1/3)	なし
観察実験アシスタント	小学校、中学校における理科の観察・実験に使用する設備の準備・調整等を、設置者及び配置された学校の指示の下において行う。	なし	2,421人(R3) ※補助実績	予算補助(1/3)	なし
スクールガード・リーダー	警察官OB等が学校等を巡回し、学校安全体制及び学校安全ボランティアの活動に対して、見守り活動上のポイントや不審者への対応等の専門的な指導を行う。	なし	1,575人(R3) ※補助実績	予算補助(1/3)	なし
情報通信技術支援員 (ICT支援員)	教員のICT活用(授業、校務等)の支援を行う。	なし	5,620人 (R4.3時点)	地方交付税措置	学校教育法施行規則第65条の5
特別支援教育支援員	教育上特別の支援を必要とする児童生徒等の学習又は生活上必要な支援を行う。	なし	67,937人 (R4.5時点)	地方交付税措置	学校教育法施行規則第65条の6
外国語指導助手(ALT)	小学校の外国語活動や、小・中・高等学校の外国語の授業等の補助を行う。	なし	5,277人(R4.7時点) ※JETのみ	地方交付税措置 ※JETのみ	なし
学校司書	学校図書館の日常の運営、管理、教育活動等を支援を行う。	なし	19,729人 (R2.5時点)	地方交付税措置	学校図書館法第6条
スクールロイヤー	学校における諸問題について、法務の専門家として、教育委員会や学校に対し法的なアドバイスなどを行う。	法曹資格等	(R3) 整備率 都道府県 約79% 指定都市 75% 市区町村 約10%	地方交付税措置	なし

新しい時代の学びの環境整備（義務教育費国庫負担金）

～小学校における35人学級の計画的な整備と高学年の教科担任制の推進～

令和5年度予算額 1兆5,216億円
 (前年度予算額 1兆5,015億円)



小学校における35人学級の計画的な整備や、教科指導の専門性を持った教師による高学年の教科担任制の推進等を図り、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数4,808人の改善。

- ・教職員定数の改善 +104億円 (+4,808人)
- ・教職員配置の見直し ▲8億円 (▲350人)
- ・人事院勧告による給与改定等 +255億円
- ・教職員定数の自然減等 ▲132億円 (▲6,132人)
- ・国庫負担金の算定方法の適正化 ▲18億円

少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備等 3,708人

○小学校における35人学級の推進 +3,283人

令和3年3月の義務標準法の改正を踏まえ、令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備するため、令和5年度は、第4学年の学級編制の標準を35人に引き下げる。

(学級編制の標準の引下げに係る計画)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

※少人数学級等の実施のために措置している加配定数の一部振替を含む。

(参考) 35人学級等の効果検証に必要な実証研究を令和4年度から実施中。

・経済財政運営と改革の基本方針2022（抜粋）
 35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく。…（略）



○教育課題への対応のための基礎定数化関連 +425人

(H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減)

- ✓発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 +664人
- ✓外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 +111人
- ✓初任者研修体制の充実 ▲58人
- ※基礎定数化に伴う定数減等 ▲292人

小学校高学年における教科担任制の推進等 1,100人

○小学校高学年における教科担任制の推進 +950人

※小学校におけるTTの実施等のために措置している加配定数の一部振替を含む。

学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、教員の持ちコマ数軽減など学校の働き方改革を進めるため、地域や学校等の実情に応じた取組が可能となるよう専科指導教員の計画的な配置充実を図り、小学校高学年における教科担任制を推進する。

(優先的に専科指導の対象とすべき教科)
 外国語、理科、算数、体育



教師の確保の観点を踏まえながら、対象とすべき教科の専科指導の取組を円滑に推進できるよう令和4年度から4年程度をかけて段階的に進めることとし、令和5年度は、950人の定数改善を図る。(改善見込総数は3,800人程度)

※「小中一貫・連携教育への支援」も活用。

○学校における働き方改革や

複雑化・困難化する教育課題への対応 +250人 (一部再掲)

- ✓中学校における生徒指導、小中一貫・連携教育への支援 +160人
- ✓チーム学校や学校DXの推進に向けた運営体制の強化 +50人
 (主幹教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員)
- ✓離島や過疎地域を含む小規模校への支援 +20人
- ✓貧困等に起因する学力課題の解消 +20人



多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組を支援

教師と多様な人材の連携により、**学校教育活動の充実**と**働き方改革**を実現

教員業務支援員の配置

事業内容

教師の負担軽減を図り、教師がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できるように、学習プリント等の準備や採点業務、来客・電話対応、消毒作業等をサポートする教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置を支援

予算額（案）： 55億円（45億円）
人数： 12,950人（10,650人）

想定人材

地域の人材
(卒業生の保護者など)

実施主体

都道府県・指定都市

負担割合

国1/3
都道府県・指定都市2/3

活用イメージ
(例)

学習プリントや家庭への配布文書等の各種資料の印刷、配布準備

採点業務の補助や来客・電話対応

学校行事や式典等の準備補助

データの入力・集計や各種資料の整理

子供の健康観察のとりまとめや消毒作業

学習指導員等の配置 (学力向上を目的とした学校教育活動支援)

事業内容

児童生徒一人一人にあつたきめ細かな対応を実現するため、教師や学校教育活動を支援する人材の配置を支援。また、教職に関心のある学生の積極的な活用を推進することで、教職への意欲を高める。

児童生徒の学習サポート

- TT 指導(team-teaching)や習熟度別学習、放課後の補習など発展的な学習への対応
- 家庭の経済状況等に関わらず、基礎学力の定着を放課後等にサポート
- 外国人児童生徒等の学力向上への取組

進路指導・キャリア教育

- キャリア教育支援、就職支援のための相談員の配置
- 専門家による出前授業の実施

学校生活適応への支援

- 不登校児童生徒への支援
- いじめへの対応

教師の指導力向上等

- 校長経験者による若手教員への授業指導
- 子供の体験活動の実施への支援

予算額（案）： 36億円（39億円）
人数： 11,000人（11,000人）

想定人材



退職教員、教師志望の学生をはじめとする大学生、学習塾講師、NPO等教育関係者、地域の方々など幅広い人材

実施主体



都道府県・指定都市

負担割合



国1/3
都道府県・指定都市2/3

※ 令和4年度「学習指導員等の配置」において実施していた教員業務支援に係る補助については、上記「教員業務支援員の配置」で実施

少人数学級及び外部人材活用に関する効果検証のための実証研究

実証研究の背景

- ✓ 令和3年3月に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立、公布。令和3年度から7年度にかけて、公立小学校の学級編制の標準を段階的に40人から35人に引き下げ。
- ✓ 同改正法の附則において、法律の施行後速やかに、学級編制の標準となる数の引下げや外部人材の活用の効果に関する実証的な研究を行うこととされている。

令和4年度から7年度にかけて、**少人数学級及び外部人材活用が児童生徒の学力や社会情動的スキル等に与える効果や教員に与える影響等について実証的な調査研究**を行い、今後の学校における望ましい指導体制の在り方について検討する。

調査・分析の考え方

①少人数学級の効果、②外部人材活用の効果、それぞれについて、以下のポイントを重視しつつ、一体的に効果検証を実施。

- ✓学力に加え、社会情動的スキルや学校適応感などに係る**多角的な影響を検証**。その際、心理学に係る専門的な知見を用いた体系的な調査分析を実施。
- ✓児童生徒への影響のみならず、**その過程にある教員への影響（働き方改革や精神的健康等）などに係る分析も実施**。
- ✓**教員による指導方法の工夫の視点**を取り入れた分析。
- ✓**有識者による研究チームの下**、分析を実施。

調査手法

【学力】
地方自治体独自の学力調査結果を活用
【社会情動的スキルや教員関係】
文部科学省で作成の質問紙を実施（児童生徒、教員、保護者、学校、教育委員会）

調査対象

政令市や中核市を含む一定数の地方自治体

【実施スケジュール】

R 3 ※小2が35人学級へ	R 4 ※小3が35人学級へ	R 5 ※小4が35人学級へ	R 6 ※小5が35人学級へ	R 7 ※小6が35人学級へ
調査設計・準備	実証研究	中間とりまとめ		最終とりまとめ

注）外部人材については、学校教育法施行規則に位置づけがあるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、教員業務支援員、特別支援教育支援員、情報通信技術支援員のほか、学習指導員を想定。